

令和2年第2回浦幌町議会定例会（第2号）

令和2年6月8日（月曜日）

開議 午前10時00分

散会 午後 0時07分

○議事日程

日程第 1 議会運営委員長報告

日程第 2 一般質問

8番 河内 富喜 議員

「バイオガス・バイオマスによる利活用と環境対策」

3番 高橋 匠 議員

「新型コロナウイルス影響下でのリスクの周知」

「新型コロナウイルス影響下での学習環境」

4番 伊藤 光一 議員

「新型コロナウイルス感染症に対する町の支援事業」

「成年後見人の利用、促進」

1番 沼尾 昌也 議員

「新型コロナウイルス影響下での学習時間減少対策」

○出席議員（11名）

1番 沼尾 昌也

2番 栗山 博文

3番 高橋 匠

4番 伊藤 光一

5番 澤口 敏晴

6番 安藤 忠司

7番 福原 仁子

8番 河内 富喜

9番 阿部 優

10番 森 秀幸

11番 田村 寛邦

○欠席議員（0名）

○出席説明員

特別職

町長 水澤 一廣

副町長 山本 輝男

町部局

総務課長	獅子原	将	文
まちづくり政策課長	岡崎	史	彦
町民課長	佐藤		亘
保健福祉課長	廣富	直	樹
こども子育て支援課長	正保		操
産業課長	小川	博	也
施設課長	早瀬		実
上浦幌支所長	小林	昭	典
会計管理者	山本	浩	宣
診療所事務長	鈴木		広

教育委員会

教育長	水野	豊	昭
教育次長	熊谷	晴	裕

農業委員会

会長	小川	博	幸
事務局長	坂下	利	行

監査委員

代表監査委員	神谷	敏	昭
--------	----	---	---

○出席議会事務局職員

局長	小島	師	紀
議事係長	川上	信	義

◎開議の宣告

○田村議長 ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事につきましては、配付しております日程表により進めますので、よろしくお願いをいたします。

◎議会運営委員長報告

○田村議長 日程第1、議会運営委員長報告を許します。

安藤委員長。

○安藤議会運営委員長 議会運営委員長報告をいたします。

令和2年第2回浦幌町議会定例会、本日8日の運営について、6月2日午後、正副議長出席の下、開催した議会運営委員会の協議結果について報告いたします。

本日は、一般質問のみであります。一般質問は、通告順に8番、河内富喜議員、3番、高橋匠議員、4番、伊藤光一議員、1番、沼尾昌也議員の4名より6項目の通告がなされております。発言は、通告順に指名されるよう議長に申し入れております。質問者は、通告の内容に沿って分かりやすい質問を心がけていただきますようお願い申し上げます。

以上で議会運営委員長報告といたします。

○田村議長 これで議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○田村議長 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって通告した要旨の範囲内といたします。また、一般質問は、会議規則第61条第5項及び第6項の規定により、一問一答方式で行い、質問時間については答弁を含め1人45分以内といたします。なお、制限時間3分前では予鈴を1回、終了では終了鈴を2回鳴らしますので、議員並びに理事者、説明員の皆さんには分かりやすい質問、答弁となるようご協力のほどをよろしくお願いをいたします。

それでは、通告順に発言を許します。

初めに、8番、河内富喜議員の質問を許します。

8番、河内議員。

○河内議員 通告書に基づき、バイオガス、バイオマスプラントによる利活用と環境対策について一般質問をいたします。

我が町においては、家畜排せつ物の利活用については堆肥化し、農地に還元する取組が行われています。しかし、近年では家畜排せつ物を積極的に利活用したバイオガス、バイオマスプラントの導入を図る市町村が増えております。現在管内ではこれらバイオガスパ

ラント29基、6市町村が稼働しておりますが、昨年利活用の課題懸案であった北電の送電網増強計画、2019年10月から電源接続募集プロセスの開始で増強20万キロワットを5年計画で推進することとなり、さらなる発展が期待される状況であります。現在我が町でも大手畜産会社が2基の計画を予定しているが、今後当町の畜産業、環境対策、活性化、人口減対策を鑑みると、これらの資源の利活用は必要不可欠であると考えます。しかし、第3期まちづくり計画で町としての具体的な取組がなかったこれらの諸課題について今後どのように対応していくのか次の3点について伺います。

1点目、畜産業は、年々拡大、発展しているが、堆肥化の現状、現在トン数、将来トン数と需要供給の今後を鑑み、第3期まちづくり計画を踏襲することで環境対応が可能なのか伺います。

2点目、バイオマス産業都市構想平成25年が公表され、バイオガス、バイオマスの積極的利活用を促す構想が推進されております。その目的を考えると、地域の環境対策として、1、防臭対策、2、水質汚染対策、3、廃棄物対策、4、温暖化対策が挙げられます。また、今後期待される個別のものとして、1、ふん尿処理能力の向上、2、フリーストールへの対応、3、スラリー状ふん尿の堆肥化と利活用、4、堆肥化に関わる労力負担軽減などが可能になるとされております。いずれも畜産業の環境対策に必要不可欠な諸課題であり、さらなるレベルアップが必要であると言えるが、第4期まちづくり計画ではどのように取り組む考えか伺います。

3点目、十勝バイオマス産業都市構想では、家畜排せつ物の利活用により環境対策と併せて経済雇用対策にも有効であるとされているが、第4期まちづくり計画において経済、雇用面からこれらプラントの利活用について取り組む考えはあるか伺います。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 河内議員のご質問にお答えします。

1点目の第3期まちづくり計画を踏襲することで環境対応が可能なのかについてであります。本町畜産業における家畜飼育頭数は、令和元年は12月末現在で乳牛6,777頭、肉用牛7,423頭となっており、平成28年に見直した浦幌町酪農肉用牛生産近代化計画では、平成25年度と比べ乳用牛、肉用牛ともほぼ横ばいの状況となっております。乳牛については、大手畜産企業が本町へ参入したことから、本年中には約1,000頭が増頭される予定となっております。

堆肥化の現状につきましては、畜産農家と畑作農家の連携の下、第3期まちづくり計画において取り組んだ良質堆肥生産奨励事業の効果もあり、貴重な有機質資源として畑地や草地へ還元するなど良好な環境サイクルが形成されております。現在還元されている堆肥については、正確な量は把握できませんが、頭数規模から推計した場合約5万5,000トンで、5年後の令和7年度を目標とした計画頭数においても大きな変化は見られません。産業団体が把握している現状においては、畑地への還元堆肥は若干不足傾向にあることから、第

4期まちづくり計画においても奨励事業を継承し、良質堆肥化をさらに推奨することで環境負荷の少ない適正な循環サイクルの推進を図ってまいります。

2点目の環境対策として第4期まちづくり計画ではどのように取り組むかについてありますが、地域の環境対策において大きな課題とされているのは、堆肥化されるまでの畜産ふん尿の管理についてであります。本町では、十勝総合振興局及び産業団体と連携した浦幌町家畜排せつ物管理適正化指導チームを組織し、管理状況を巡回監視するなどの環境対策に取り組んでおります。バイオマスプラントを建設した場合は、現状取り組んでいる環境対策の強化につながることは認識していますが、設備投資が高額となるなど課題が山積している状況において第4期まちづくり計画でのバイオマス利活用による環境対策強化の施策は考えておりません。

3点目のプラントの利活用について取り組む考えはあるかについてありますが、1点目でも答弁させていただきましたとおり、本町における家畜排せつ物は耕畜連携の下、良好な循環サイクルにより有効活用されております。十勝バイオマス産業都市構想では、ご質問のあるとおり、経済、雇用の創出にも触れられておりますが、反面施設整備やランニングコストが高額となるなどの課題も指摘されているほか、送電線容量不足による課題も応急的な対応方針は示されているものの根本的な解決方針は示されていないことから、バイオマスの利活用については十勝全体の取組の中で産業団体との連携を図りながら調査研究は継続してまいります。本町の第4期まちづくり計画においてプラントの利活用について取り組む考えはありません。

以上、河内議員の答弁といたします。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 それでは、何点か今お答えいただきましたけれども、確認をさせていただきたいと思えます。

良質堆肥生産奨励事業を行っているということで、私もその資料を持っておりますが、補助額が300万円、補助率が4分の1ということで、1,400万円から1,300万円ぐらいの事業費をかけているということでございます。受益戸数については、それぞれ100戸前後あるわけですけれども、これらはどのような振興事業として運営されているのか、その内容についてご説明いただきたいと思えます。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 ただいまの良質堆肥奨励事業についてお答えをさせていただきます。

今ご質問の中にありましたとおり、良質堆肥奨励事業につきましては、町の予算としては単年度300万円を計上させていただきまして、コントラの作業ということで、機械の借上げ料に対する補助となっております。その作業自体は、農業者様が産業団体、ここであれば浦幌農協でございますけれども、そちらに委託をしていただいて、そのかかった経費に対する4分の1、それを補助するという内容のものでございます。これまでもこのまち

づくり計画の中でも、おおむね1,000時間と先ほど申し上げましたが、その効果自体は発揮されておりまして、それを超える作業量、それが実績として上がっているというふうに認識をしているところでございます。

以上です。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 この事業に対して効果があるのだという認識でございますが、堆肥についてはこの2点目でも十勝総合振興局及び産業団体と連携した浦幌町家畜排せつ物管理適正化指導チームというものを組織して、管理状況を巡回監視するなど環境対策に取り組んでいるというお答えもいただいておりますが、例えば良質な堆肥化がこの事業によって推進されていることというのは、数値的なものとかそういったもので認識できる何かはありますか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 浦幌町家畜排せつ物管理適正化指導チーム、このチームのまず巡回監視という面におきましては、畜産農家様が生産上発生しました家畜ふん尿、これらの管理状況におきまして不適切な管理が見られた場合におきまして、例えば液汁の流下ですとかその管理状況が悪い、そういった通報があった場合に振興局と併せながら、当然産業団体とも連携しながらでございますけれども、その管理について指導、監視していくというチームでございます。ですので、堆肥化されたもの、そのものについての巡回監視を行っているものではないというところのご理解をいただければと思います。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 環境対策としてこの家畜堆肥の処理については、私はこれは100点満点というのではないと思います。より質の高い堆肥というものを目指すべきであるというのが本来あるべき姿であって、今答えられているような形で、今これは効果が現れている、第3期まちづくり計画の効果が認められるので、第4期についても継承していくというような考え方で答えておられると思いますが、私はよりレベルの高いこういった堆肥化というものについてまた第4期まちづくり計画では取り組んでいただきたいなと思いますが、何か考えはありますか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 堆肥の製造過程で申し上げますと、通常のふん尿であればおおむね水分が80%程度と一般的には言われております。それを堆肥化することによりまして繰り返し発熱を促進して堆肥化する、その作業において先ほどの奨励事業があるわけですが、その中においては水分としては半分に軽減し、容量においてはおおむね3割程度になるということになってくるわけなのですけれども、堆肥を製造するその手法としては、今やっています発熱、発酵を促す、そういった手法が一般的であります。そのほかには今回ご質

問をいただいているバイオマスというところは当然出てくるわけでございますけれども、今回のご質問の意味の中ではバイオマスによって、より精練された堆肥の製造を求められるというようなご質問の意図だとは思っておりますけれども、まず我々が良質な堆肥を作っていくという上では、このバイオマスプラントの構想を除いたほかにおいては今現在行っている奨励事業、これが今の浦幌町の産業環境に順応している方策であろうというふうに考えております。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 十勝バイオマス産業都市構想で平成25年から十勝全域でこれに取り組んでいるわけでございますが、この中で当然当町もこれに選定されております。平成25年からこれらの会議とか情報交換とか、そういうようなことがあったと思いますが、これらについていろいろその情報について分析や検討をしたことがあるか、そのことについてお聞きしたいと思っております。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 十勝のバイオマス産業都市構想、こちらにつきましては御存じのように十勝全体の構想として、フードバレーとかちをはじめそれら関連した中での動きの一つというふうに理解をしております。その中であって、浦幌町も当然十勝の一つの町でございますので、その十勝全体の考えには当然賛同しているわけでございます。その中であって、浦幌町単体で今後その思想を反映させるために浦幌町としてどう取り組んでいくかという会話自体は、十勝の中ではこれまでしたことはございません。ただ、産業団体とは日々においてもそういった考えを今後持っていくかどうかというところの協議といいますが、そういったものは場面において行っているところでございますが、実際に現実的なそのバイオマス構想について浦幌町内部でバイオマスの構想について検討をしたという過程は今のところはございません。

以上です。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 過去の資料を見ますと、2014年に産業建設常任委員会の所管事務調査で鹿追町の環境保全センター、ここがこの事業を推進しているわけですが、そこでこのことについて調査した結果を報告しております。その中で、これら将来的にバイオマスについてはバイオガスも含めて酪農振興の対策として非常に有効であるので、十分調査研究が必要であるということで報告しております。また、2016年、正確には2017年の1月だったと思っておりますが、農協との一般会議がありました。その中で、農協としてもバイオガスプラントの必要性について必要であるという認識を持っているというふうなことで説明を受けております。そのような中でこれらを総合しますと、こういったご意見がいろいろあるということで、そのことを捉まえるならばやはり行政としてこれらのことについてもっと検討協議をする機会を持つべきでなかったのかなと、私はこのように思いますが、いかがで

すか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 今回のバイオマスの関連に関しまして過去にそういった経緯があったというところも、先ほどのお答えさせていただいた内容とは別にあったということは認識をさせていただきます。農協の方針といたしましても、今現在農協さんが持っている第5期の計画があるわけでございますけれども、その中の文書の一文としましては、バイオマスプラントの必要性について若干触れられております。ただ、今現時点におきまして、先ほどもお答えさせてもらいましたとおり、産業団体様との打合せをやっているわけですが、その中においては今売電が受けられない、北電さんが10年契約をされる今送電線容量がないと、そういった中におきまして高額な設備投資、そういったものの収入源となるべきものが今途絶えている。その中においては、現時点におきましてはバイオマスプラントを建設するのは困難であろうと、そういった打合せをさせていただいております。そういった中において打合せが滞っていたというところについては、反省をすべきところもあろうかとは思いますが、いずれにしましても浦幌町としてもバイオマスプラントについては今後検討しないということではなくて、十勝全体としても取り組んでいるものでございますので、調査研究、そういったものには今後も取り組んでまいりたいと思っておりますので、そういった、機会は設けてまいりたいというふうに思います。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 実は、現在新しい資料によりますと、29基から33基のバイオガス発電プラントとして稼働しているというふうに十勝の状況も変わっているようで、同様の事業が20件以上さらに検討段階にあるというふうなことでいうと、十勝全域においてこのことに対して状況が変わったということで動いている状況にあるわけです。これは、根本的な解決というようなことでお答えをいただいているわけですが、成り立ちを考えますとビジネスモデルとしてFIT、これは再生エネルギー固定価格買取制度ですが、これを機能することによって安定的なこういったバイオガスプラントが稼働できるというような認識を各町村がしているという状況であると私は思います。ですから、過去に遡った話になりますが、やはり浦幌町としてもこのことについてもっと協議検討を重ねておれば、このタイミングを逸することはなかったと私は認識しております。そういうことで、こういった取組については、常に情報とそういった分析、そういったものが必要であると思えますし、これからしかし送配電網の許容量というのは20万キロワットということで、恐らく私の考えでは既にその容量は各町村のそういった事業に振り分けられる残りはないのかなという感じがしております。しかし、反省として、私は行政としてこういったものに対するアンテナ、そういったものはきっちり張って、タイミングを逸することなくこういったものに、事業化に取り組めるというような、そういった進め方をさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 河内議員がおっしゃいますバイオマスプラントのことでありますけれども、現在畜産関係も大規模化していると、大規模経営化しているということで、十勝各地でバイオマスプラントの方向性があるということはおっしゃるとおりだろうというふうに思います。浦幌町におきましても、新規浦幌に来られた業者の皆さんも新たなバイオマスプラントを建設したいという意向を持っておりまして、これは北電さんとの送電網の関係でどうしてもそれができないという状況にあります。今十勝全体でそういう企業化、バイオマスプラントを持っている各まちもこの送電網の関係で全て行き詰まっているという状況であります。北電が新たに20万キロワットというものを5年間で設定しましたけれども、この規模も十勝全体でいけばごく少数でありますし、またその送電に接続するための諸費用というのは膨大になるということがありまして、なかなかこの計画では進められないというのが実情であります。

浦幌町としましては、現在新たなものをつくるということではなく、今耕畜連携の下、肥料が余っているという状況ではないという状況の中で、新たなバイオマスプラントを現在建設する必要がないというのが現状だろうというふうに思います。また、これから新たな畜産がどういう形になっていくかということを含めて、また北電の送電網がしっかりした形で国の政策に基づいて作っていただけるということになれば、これに接続する可能性が出てくるのであれば、また新たな道も出てくるであろうというふうに思っておりますけれども、残念ながら現状の北電さんとの関係でいえば、そこに接続するだけのものができないという状況の中では第4期の中にそれを立ち上げるということができない状況であろうというふうに思っています。今後は、新たな畜産の動向を見ながら、また農協もそういう計画は一応持っておりますので、農協との打合せを進めながら、送電網が完成したという暁には新たな事業展開も出てくるかもしれませんけれども、現状の中ではそれができないということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

○田村議長 8番、河内議員。

○河内議員 全体として理解するしかないのかなと考えておりますけれども、やはりこういったものというのはその当事者の意識、また農協、そういう団体の意識、そして浦幌町としての最終的な政策としての判断、こういったものが常にお互いきつちりと情報交換をやっていくことによって隙のない、タイミングの合うそういった事業化に取り組んでいくのではないかなと思っておりますが、今後こういったことに対して、より今まで以上の情報交換と分析というものをやっていただけるのかどうか、それをお答えをお願いしたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 今後におきましても、これまでも調査研究は行ってはきておりますが、

ただいまのご意見等も踏まえまして生産者の方、産業団体、農協様、そちらとも情報交換をしながら、その要望状況も確認しながら、この課題につきまして積極的に情報を収集しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○河内議員 終わります。

○田村議長 これで河内富喜議員の一般質問を終わります。

次に、3番、高橋匠議員の質問を許します。

○高橋議員 通告に従いまして、一般質問させていただきます。

まず、新型コロナウイルス影響下でのリスクの周知について質問いたします。令和2年2月28日の北海道知事による緊急事態宣言後、経済活動や学校の休校、人の移動の自粛が始まり、はや3か月が経過しようとしています。北海道の新規感染者数は、ピークが15人であった2月下旬の第1波、ピークが45人となった4月下旬の第2波を経て終息に向かっている状況だと考えられます。北海道は、5月25日に緊急事態宣言が解除され、経済活動の自粛緩和、学校の再開等、平常時に向かう活動が行われています。先んじて緊急事態宣言が解除された府県の状況を見ると、北海道も今後感染拡大を食い止めるための初期段階から感染拡大に留意しながら平常時に戻るための活動を開始する段階に入ったと考えられます。しかし、ワクチンが開発され、全国の医療機関に必要な数が供給されるまでは、新型コロナウイルスの流行前の日常に戻ることは難しく、一部報道等でワクチン開発、供給等を行う発表があったものの、開発までは年単位での時間が必要と厚生労働省のウェブページにも記載があります。また、新型コロナウイルス対策専門家会議でも3密を避けることやソーシャルディスタンス等の現在の対策は、状況に応じてではあるものの長期化する可能性が示されています。

しかし、3か月に及ぶ自粛で、1次産業従事者や商工業者が受けた経済的損失や休校によって子どもたちが受けた影響は甚大であり、手法に関しては議論の必要があるものの、一刻も早い経済活動や学校の再開は論をまたないと言えます。そこで重要になってくるのがそれぞれの立場に応じたリスクの認識と万が一に備えたリスク管理であると考えています。現在ウェブ上では、新型コロナウイルスに関する様々な情報を検索することが可能ですが、その多くが保健所や帰国者・接触者相談センターに相談することとなっており、自分自身の立場に置き換えて明確に理解できる情報にアクセスできる可能性は低く、またインターネットにアクセスする環境にない方も多数いらっしゃると思っています。そこで、家族に罹患の疑いがある、従業員や同僚に罹患の疑いがあるなど、浦幌町に暮らす方々にとって身近なケースに応じて万が一罹患が発生したときのリスクや罹患の疑いがある者や濃厚接触者が取るべき対応策などについて広報紙等を通じて広く周知する考えがあるかを伺います。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 高橋議員の1項目めのご質問にお答えします。

新型コロナウイルス影響下でのリスクの周知についてであります。5月25日に国の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言が解除されたことを受けまして、北海道ではその後の感染状況を踏まえた6月1日以降の対応について北海道新型コロナウイルス感染症対策の対処方針により道としての考え方をまとめたところです。この中で外出の自粛においては、施設等を利用する方々は、その施設が新北海道スタイルを実践しているかどうか確認するなどの行動をお願いし、また接待を伴う飲食店及びライブハウス等の利用、他都府県との不要不急の往来、札幌との不要不急の往来について6月18日までの間は慎重な対応を求めており、3つの密の回避や人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する新しい生活様式を社会経済全体に定着させていく必要があるとしています。

また、事業者においては、業種ごとに業界団体等が策定している感染拡大予防ガイドライン等に基づいた対策を実践することが重要であり、感染が拡大する場合に備える必要があるとしています。こうした取組を実践することにより、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていくために、今後は常に見えない感染の広がり念頭に置き、第3波は必ず来るという想定で対策を進めていかなければなりません。

本町としましては、これまで6回の新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、感染拡大予防対策などについて協議するとともに、町のホームページとメールマガジンを活用し、リアルタイムの情報発信に努め、また広報誌「うらほろ」に感染予防などの啓発チラシを折り込み、周知を行っているところです。

ご質問にありました方が一罹患者が発生したときのリスクや罹患の疑いがある者や濃厚接触者が取るべき対応策等についてであります。厚生労働省が示しましたご家庭内に新型コロナウイルス感染が疑われる場合の家庭内での注意いただきたい8つのポイントとして、疑われる方の部屋を個室にする、マスクなどの感染予防対策及び消毒作業などの方法につきまして町ホームページとメールマガジンは4月6日に、広報誌「うらほろ」は5月号に折り込み、町民の皆様へお知らせしたところでありまして、いずれにしましても感染が疑われる方に対する相談、PCR検査、入院勧告、積極的疫学調査や濃厚接触者の特定並びに健康観察につきましての対応は、感染症の予防及び感染症の患者に対する治療に関する法律の規定に基づき帯広保健所が実施することとなりますので、必要により帯広保健所の指示に従いまして、町として後方支援を行うこととなります。

帯広保健所は、6月15日に感染拡大防止に向けた市町村担当者ウェブ会議を開催する予定であり、保健所の役割及び感染患者発生時の市町村の対応についての説明があることから、この説明会の内容を踏まえて、今後においてはさらに町民の皆様により分かりやすい情報の作成に努め、周知方法については引き続き広報紙等を活用するとともに、緊急的な周知が必要である情報については新聞折り込み等も活用してまいります。

以上、高橋議員の1項目めの答弁といたします。

○田村議長 3番、高橋議員。

○高橋議員 では、ちょっと具体的なお話を伺わせていただきたいと思うのですが、新型コロナウイルス感染症の対策が保健所の所管であるということは重々承知はしているのですが、事業者もしくはご家族を持つ方にとって、万が一疑いがある場合の隔離の範囲、例えば濃厚接触者は隔離をしなければいけないというのは皆さん承知だとは思いますが、濃厚接触した方のご家族がどうなるかですとか、従業員が罹患した場合のその同僚の隔離される範囲、またその期間について今分かっている範囲でお教えいただければと思います。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、感染者が発生、確認された場合につきましては、それぞれ事業所、ご家庭、対応の方法は大体同じなのですが、基本的には濃厚接触者、この方が発見された2日前から入院等の勧告がなされるまでの期間、この期間に接触をされた方、この方々が積極的疫学調査を実施するということになってございます。この積極的疫学調査につきましても6月2日に国の感染症の研究所から最新の情報ということで示されているところでございまして、この感染症の研究所が申す中身としましては、現時点でウイルスの判明している残存期間なのですが、この残存期間が気体中に浮遊している状態、エアロゾルなのですが、これは3時間、それからプラスチック、ステンレス等の表面72時間とされておりまして、また段ボールの表面では24時間、段ボールの表面の24時間以降は生存が確認されなかったという状況から、つい最近まで確認された事業所、自宅、そういったところの施設等に関しましては大がかりな消毒作業等も実施されていたところなのですが、いずれにしましても最近ではこの大がかりな消毒が不要であるという考え方に変わってきたということになります。

また、隔離等について時間等に関しましては、先ほどこの残存と申しますか、生存しているウイルスの期間、この期間につきましてはその後は消滅するという考え方になるものですから、そういった状況を踏まえた中でそれぞれ感染が疑われる方につきましては、自宅等そこでとどまった中で外出等をせずに、そして家庭内においても通常の季節性インフルエンザと同じような形で隔離という考え方をしていただき、そして町長の答弁にありましたけれども、8つのポイント、これを守っていただいた中で個別にそれぞれ個室で疑われる方については過ごしていただき、そしてそれを確認した中で保健所のほうで健康観察した後、結果が出まして陰性ということになりましたら通常的生活ができるということでございます。

以上でございます。

○田村議長 3番、高橋議員。

○高橋議員 では、以前のように2週間というのは、最近新型コロナウイルスの解明が進んでくるに従って大分変わってきているという理解でよろしいのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 ただいまのは濃厚接触者の定義がこれが変わったということでお話しさせていただいたところなのですが、先ほど言ったところの2週間という形で進んでまいりましたけれども、直近では先ほど申し上げた発症から2日前、これが一番感染をするリスクが高い期間ということで、その濃厚接触者ということで目安が示されています。

なお、この目安なのですが、前は2メートル近くで接触した方ということもありましたけれども、現在は罹患者として確認された方の目安として1メートル、そして15分以上の接触があった者という形に変わってきているものですから、そういった状況でこの感染症のウイルスに係る部分が日々変わってくるということでございます。

以上です。

○田村議長 3番、高橋議員。

○高橋議員 私も含め町民の方の多くがそういうもちろんニュースですとか新聞報道等は目にしているとは思いますが、なかなか日々目まぐるしく変わってくる情報というのは、情報の頭の整理が追いつかないといいたいまいしょうか、そういったこともあるかと思っておりますので、もちろん保健所が日々いろんな情報を発信してくるのだとは思いますが、なるべく分かりやすい形で町民の方々に広報いただければと思います。

1項目は以上になります。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 まさに日々情報が変わるものですから、特に急遽変わった町民の方々が知らなければならぬ情報につきましては、早急に対応のほうを答弁にあるとおりにさせていただきます。また、先週の金曜日、5日なのですが、この答弁のほうを提出させていただいた後に、高橋議員の質問にあるとおり、このコロナウイルスに関する分かりやすいパンフレットをずっと探しておりました、これが8ページにわたります、このパンフレットが本町のほうに手に入ることになりましたので、今月の末、広報誌「うらほろ」の7月号、これに全戸配布をした中で、予防のハンドブック、それから高齢者の方々も非常に長い期間自粛しておりますので、高齢者の方々も気がつけていただかなければならない部分、これも8ページ、それから今問題となっておりますけれども、気温が上がり、熱中症になるという形の心配がございますので、そういったところの3タイプが手に入ることでございますので、この月末に皆様方にお配りしたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○田村議長 次に、高橋議員、2項目めをお願いいたします。

○高橋議員 では、2項目めの質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス影響下での学習環境についてです。1項目めでの質問のとおり、新

型コロナウイルスは長期化する可能性があります。学校の再開は決定したものの、既に3か月にわたって子どもたちの学ぶ環境が失われていることが憂慮すべき問題であることは、教育関係者や父母のみならず誰しもが共通認識を持っていることだと考えています。文部科学省も令和5年までに段階的に進める予定であった子どもたち1人1台の端末の早期実現や家庭でもつながる通信環境の整備を通じたGIGAスクール構想を前倒しし、令和2年度補正予算にて実現することを発表しました。これにより今後断続的な休校措置を実施せざるを得ない状況が起きた場合においても、町財政負担等の一定の課題はあるものの、ICTを活用した授業を行うためのハードの設備は実現可能になったものと考えています。義務教育ある以上、公平、公正に誰もが教育を受ける機会をひとしく享受できることが前提であることは理解しています。しかし、文部科学省の説明で強調されていたとおり、家庭のスマートフォンや端末等を活用し、使えるものは何でも使って、一律に行う必要はなく、できるところから、できる人から、ルールを守ることが目的ではないため、既存のルールにとらわれず臨機応変に、教育現場の教職員の取り組む意思を尊重し、何でも取り組んでみるということが緊急時である現在必要だとの考えに深く共感しました。

浦幌町でも環境が整っている学校では、試験的にICTを活用した取組が行われていることをうらほろスタイルにて休校中の小中学生を対象としたラジオ体操や料理教室、本の読み聞かせなどの取組を地域の方々や学校の先生、釧路教育大学の学生の方々などの協力を得て行っていることを知り、教育先進地として評価される浦幌町の教育力を改めて感じることができました。しかし、それらの取組が行われた休校中の状況では、子どもたちを家庭以外の場所に集めることが難しいため、端末や通信環境がある家庭の子どもたちしか参加できない状況があり、致し方ないとは思いつつも残念に感じる一面があったことも否めません。

そこで、今後コロナウイルスが長期化し、休校が断続的に続いてしまった場合に、子どもたちが学ぶことができる環境を担保することを目的としてGIGAスクール構想を迅速に進める考えがあるのか、また端末等ハードの整備が行われるまでにオンライン授業の手法の確立などソフト面の整備をどういった形で進めていくのかについて伺います。

○田村議長 答弁願います。

教育長。

○水野教育長 高橋議員の2項目めのご質問にお答えします。

新型コロナウイルス影響下での学習環境についてであります。令和2年2月27日からの臨時休業の経過を踏まえ、今後長期化が見込まれる新型コロナウイルス感染症対策において教育ICTを活用した学習支援は欠かせないものと考えております。文部科学省が示すGIGAスクール構想に基づき、早急に環境整備を進める必要があります。令和2年度の学校ICT環境整備につきましては、当初予算でお示ししたとおり、小学校の教育用コンピューター、小中学校の校務用コンピューターの更新に併せ、データサーバーのクラウド化と大幅な環境整備の変更を予定しており、それに加え国の補正予算による1人1台端

末の早期実現を実施していかなければならないことから、クラウド化に伴う設定変更等を踏まえ、既存機器のリース期間が終了する9月以降の導入に向け、今後予算化及び設計を進めたいと考えております。

新型コロナウイルスによる感染症が再び拡大し、臨時休業措置となった場合についてですが、まずは家庭にある機器を使用していただいた中でのリモート学習等が実現できないか現在各家庭のインターネット環境の調査を実施しており、その調査結果を踏まえ未整備世帯への対応を協議していきます。

また、5月下旬に一部小中学校において学校と子どもたちをオンラインでつなぎ、健康状態の把握及び学習内容の確認や動画の配信などICTを活用した家庭学習支援を試験的に実施したり、遠隔システムの操作方法を習得するため教職員がリモート学習の研修会に参加するなど、各学校も対応の準備を進めています。この先迅速な対応が求められる中で、機器等ハード面の整備と配信教材の作成や操作方法の習得など、教職員や保護者を含め様々な対応が必要となりますが、児童生徒の学習機会や公平性が失われないようICTを活用した児童生徒の学習支援に取り組んでまいります。

以上、高橋議員の2項目めの答弁といたします。

○田村議長 3番、高橋議員。

○高橋議員 現在小学校が再開されて、私の子どもも小学4年生なのですけれども、5時間授業、6時間授業という形で進められているというふうに聞いております。もちろん3か月の休校中のカリキュラムを取り戻すために夏休みの縮小、冬休みの縮小も含めて、そういったことも必要だとは思いますが、もちろんできる、できないというところはあるかとは思いますが、並行して次に休校になったときに備えて平常時にICTを使った何かしらの取組をやっていくということが大事なのではないかなというふうに考えているのですが、そういったことを進めるご予定というのがありますか。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 今後北海道においてもまた3波、4波が襲来する可能性もあろうかと思っております。高橋議員の平常時におけるICTの活用方法というようなご質問でありましたが、まさしく平常時においても今後ICTが活用できるような、そういうような子どもたちへの指導はしていかなければなりません。しかしながら、今現在学校が6月1日から再開したということで、まずは子どもたちの生活リズムを取り戻し、そして今学習が遅れていますので、その遅れた学習を取り戻すというところに学校側が力を入れているというところでございます。いずれにしろ平常時においてもそのようなICT活用、それは推進していかなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○高橋議員 終わります。

○田村議長 これで高橋匠議員の一般質問を終わります。

次に、4番、伊藤光一議員の質問を許します。

4番、伊藤議員。

○伊藤議員 通告に従いまして、一般質問させていただきます。質問は、項目ごとに行います。

1項目め、新型コロナウイルス感染症に対する町の支援事業について。今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、国や町として支援給付金を実施するとされているが、この支援事業に対する町の考え方につき以下の点を伺う。

1、今回新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策として、商工業、水産業に対する支援がされているが、子育て世代に対する町独自の支援策はない。例えば国の支援策として、1人10万円を支給する特別定額給付金については、その要件として令和2年4月27日時点において住民基本台帳に登録されていなければならず、同月28日以降に生まれた新生児についてはその対象とされていないが、誕生日の僅かな差で給付対象になる、ならないとの区別はあまりにも不平等であると考えられ、既に他市町村、例えば札幌市においてはその対象とならない新生児が生まれた世帯に対する支援を行うことを発表している。また、上士幌町においては、子どもがいる独り親世帯や大学生等が存在する家族に対し、独自の支援策を行うと発表しているところである。

本町の最上位計画とされている第3期まちづくり計画の重点プロジェクトには、子どもを産み育てる環境の整備充実が掲げられ、そのサブタイトルも浦幌で子どもを産み育てたいとされており、事実本町はその目的達成のため給食事業の無償化等、国の施策では不十分な部分に対して本町独自の手厚い施策を行っているところであり、今回の新型コロナウイルス感染症に対する未曾有の経済危機に対しても本町にて生活している子育て世代に対して早急に何らかの支援を行うことがその考え方に沿うものであるとともに、浦幌町で子どもを産み育ててよかったと感じてもらえることが本町の誇りにもなると考えるが、この点につき町としてどのように考えるか。

2、町独自に行われる商工業緊急支援給付金事業について、その要件として原則本年2月から5月までの売上高が前年同期と比較して2割以上5割未満減少していることとの要件がある。しかし、現在の経済活動において業種というのは様々な種類があり、業種によっては数%の売上げ減少であっても経営が苦しいという声も聞くところであり、この場合には現時点において町の支援はもちろん国の支援も受けられない状態である。さらに、売上げが減少した期間や支援を受けられる対象者も限られており、本年6月以降の売上げ減少に対する支援や商工業以外の産業、例えば本町において主要産業である農業、林業に対する支援は対象外であり、また給与所得者においても町独自の支援事業はない。経済活動の被害というものは、様々な分野に及ぶものであり、また緊急事態宣言は解除されたものの、今後においても経済活動萎縮による被害を受ける可能性は十分考えられるところである。そこで、今後の支援策としては、その対象及び要件は限定的ではなく、可能な限り広く町民、企業等を対象に支援事業を行うべきであると考え、この点につき町としてどのように考えるか。

以上です。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 伊藤議員 1 項目めのご質問にお答えします。

1 点目の新型コロナウイルス感染症に伴う子育て世代に対する支援についてであります。特別定額給付金は簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的に、基準日を全国統一的に令和 2 年 4 月 27 日とし、給付対象者は基準日において市区町村の住民基本台帳に記載されている方を対象に子どもも大人も一律 10 万円が給付されるもので、本町におきまして 5 月 8 日に特別定額給付金の申請手続のご案内を全世帯に送付し、12 日から申請を受け付け、28 日に 1 回目の支給を行ったところです。

ご質問の誕生日の僅かな差で給付対象にならないのは不平等ではないかということですが、本町におきましても 4 月 28 日以降本日までお生まれになっている事例はありますが、制度設計上基準日の設定は不可欠であることから給付することができないところでございます。

また、本町における新型コロナウイルス感染症に対する支援につきましては、直接的に影響が生じている事業者への対策を最優先すべきとの考え方から実施した経済対策のうち、2 度にわたるテークアウトクーポン券の発行やプレミアム商品券の発行など、事業者への支援だけではなく、利用する子育て世帯はもちろん広く町民に対して支援を行うことにより町民生活の安定につなげていきたいと考えており、子育て世代に特化した支援については現在のところ考えておりません。

2 点目の今後の支援策についてであります。ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響は計り知れなく、多くの産業へ波及しているところであり、今後影響が拡大する産業も予想されているところでもあります。ご質問の可能な限り広く町民、企業等を対象とした支援についてであります。本町においては全ての事業者に対する損失補填制度をつくることはできませんが、価格下落や景気低迷など既に大きな影響が及び、事業継続のために緊急的に支援が必要と判断した水産業及び中小企業へは緊急支援給付金事業を創設し、さきの臨時会で議決いただき、本定例会におきましてはプレミアム商品券発行事業や緊急対策資金融資利子補給事業について提案、議決をいただいたところであります。

農業や林業など他産業においても影響は及んでいると認識していますが、畑作における収穫期はまだ先であるなど各産業により影響の大小及び波及する時期は様々で、支給の対象及び可否についても今後の経済情勢を注視しながら、必要であると判断したときには速やかに対応してまいりたいと考えています。

以上、伊藤議員への 1 項目の答弁といたします。

○田村議長 4 番、伊藤議員。

○伊藤議員 まず初めに、今回の新型コロナ感染症に対し、町職員の皆様が町民のためにご尽力なされていることに感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、1項目めについて何点かお聞きしたいと思います。まず、国の定額給付金の対象者は、基準日が令和2年4月27日時点の住民登録がある人とされておりますが、4月27日に生まれた出生児で住民登録なされていない場合は、その新生児は対象とならないのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 定額給付金事務につきましては、総務課が所管しておりますので、私のほうでお答えをいたします。

4月27日に生まれた場合には、誕生日が27日ということで対象にはなりません。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 そうすると、この基準日というのは、何か思想、考え方があるのでしょうか。なぜ4月27日なのでしょう。それはお分かりになりますでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 国のほうで決めたものでございまして、具体的に理由というものは私どものほうでは把握はしてございません。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 私もこの基準日に関してなぜ4月27日なのかいろいろ調べてはみたのですが、その理由というのは出てこない。私が要望しているのは、この分からない基準日で給付金が受けれる、受けれないというのは、ちょっと納得できないと思うのです。なので、きちんと町独自の考え方で、例えば4月27日に胎児であった者は町の宝であると。ですから、胎児であって、今後來年の4月1日までに生まれた胎児に関しても町として給付金の対象にするよというような考え方がまちづくり計画の重点プロジェクト、子どもを産み育てる環境の整備充実、浦幌で子どもを産み育てたいというまちづくり計画の意思につながるのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 定額給付金につきましては、国の補助事業でございまして、あくまでも国が決めました基準に基づいて市町村が交付をし、それに基づいて補助金を交付を受けるという形になっておりますので、これについては町独自で基準日を変更するとか、そういったことはできないものでございますので、そちらについてはご理解いただきたいと思っております。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 この給付金ではなくて、町独自の支援金をつくっていただきたいということ

を私申し上げているのですが、いかがでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

副町長。

○山本副町長 ただいまのご質問ですけれども、子育て世代への支援ということで最初からご質問がありましたけれども、今回の新型コロナウイルスにつきましては、子育て世帯、そして独身世帯とか高齢世帯とかいろいろな方々が何らかの影響を受けているように考えております。その中でいきますと、特化してということとはできないのですけれども、答弁書にあるとおり、全町民の方々がいろいろな形で生活の中で抑えられるものがあつたりとか、それから商工業でありますと休業を余儀なくされたりとか通常の業務ができないとか、そういったことがあるものですから、現在考えている中でいきますと町民総体的な形で支援できるものということで、国が行いました特別定額給付金の支給もそうですし、町からは全世帯にマスクを配布したり、そういった支援を行っていたところがございます。また、緊急的な支援ということで、職員に関しましては何か早い段階で応援をしたいということで商工業、水産業についていろんな支援を先に手がけてきたということをご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 次に、町民、企業等に対する経済的支援の質問をさせていただきます。

今回商工業緊急支援給付金事業については、国で行っている持続化給付金の対象とはならない20から50%未満の売上げ減少の事業者を保護するものということで間違いはないですか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 ご質問のとおり、国の持続化給付金、こちらの対象とならない方、その方に対する支援として制度をつくらせていただきました。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 この国で行っている持続化給付金というのは、事業の種類を限定されていないと思うのですが、今回商工業を限定した理由というのは何でしょうか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 まずは、その時点の状態におきまして水産業及び商工業におきましては、産業団体のほうからもそういった支援要請があつた、その事実と、あとは農林水産業、それらの今の現時点における影響、それらを加味しましたところ、一部農業に関しましては昨年収穫したもの、それが今販売する段階において若干損失が起きている、そういったところも認識をしておりますけれども、今年のそういった状況においては今後影響が発生するであろうと、現時点においてはまだその影響幅が小さいものであろうというような認識

の下に商工業、水産業にまずは支援をさせていただきました。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 先ほど答弁の中で必要であると判断したときには速やかに対応してまいりたいという答弁がありましたので、農業、林業、商工業以外に関してもコロナ感染症の影響により経済的影響がある場合にはきちんと検討いただいて、支援をいただきたいと思っております。

農業に対しては、国からの様々な支援が行われていると思うのですが、その支援を活用するサポートなんかも町のほうでやっていただけるのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 国のほうの制度といたしましては、先ほどの持続化給付金事業のような5割以上の減収があった方々、そういった方々に対しても農林漁業者の方々に対しても支援がされるというふうになっております。それらは、それぞれの産業団体、農業であれば農協様、水産業であれば漁協様、そちらが支援する窓口、協力体制というふうな事柄で示されております。そちらの組織がそういった対応の相談窓口というふうになっていると思っております。そうはいいまして私どものほうにそういったご相談等がありましたならば、そういったことをお伝えしながら、我々も一緒に対応してまいりたいというふうを考えております。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 今回の新型コロナウイルス感染症については、今後も様々な支援が必要になると思いますので、今後商工業はもとより第1次産業も支援してほしいという声があるということをお伝えして、次の第2項目に入りたいと思います。

2項目め、成年後見人の利用、促進。高齢者や障がい者等の財産管理、身上監護を行う後見人制度については、これまでも高齢化社会における日本において重要な制度であると認識されてきたが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により国等より移動制限が要請されたため、本町において居住されている高齢者の方々の身上監護を遠方の親族が行うことが困難となり、さらに後見人制度の利用の必要性が高まったと考えられる。高齢者や障がい者も生涯安心して暮らせる町として、いま一度本町における成年後見制度の利用促進に関し、以下の点を伺う。

1、後見人を選任するには民法上原則4親等内の親族が家庭裁判所に申立てを行うことが必要である。しかしながら、それが困難な場合、老人福祉法等により町長による後見人選任の申立てが可能とされている。しかしながら、本町において規定されている浦幌町成年後見制度利用支援事業実施要綱によると、例えば後見人選任の申立てが必要な方が実際に一人で生活を行っており、親族とは疎遠であった場合においても4親等内の親族の存在が明らかであるときは、町長は後見人選任の申立てを行わないと規定されている。実務上4親等以内の親族が存在している場合であっても、遠方に居住しているなどそれぞれの家

庭の事情や経済的な理由から後見人選任の申立てに協力してもらえないということは容易に考えられるところであり、実際現場においてこの規定のために町の担当職員が苦勞されていることは想像に難くない。よって、成年後見人制度の利用促進の観点から、現在のよう
に限定的ではなく、もっと容易に町長による後見人選任申立てを行えるよう改正、変更すべきである
と考えるが、この点につき町としてどのように考えるか。

2、成年後見人を選任する必要がある場合には様々な方々があり、申立てを行う方を含め経済的に困窮している者も多数存在しているが、そのような方々のため前項の町長による申立てを含む成年後見開始の申立てに係る費用及び成年後見開始後の後見人の報酬に係る費用助成はどうなっているか。

3、成年後見制度の利用の促進に関する法律によると、成年後見制度の利用の促進に関する施策は、地域において成年後見人となる人材を確保するため、研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人に対する報酬の支払いの助成、その他支援充実を図るために必要な措置を講ずることを基本方針として推進されるものとする
と定めている。昨今の権利意識の高まりから成年後見人の需要は増しており、また成年後見制度の利用者にとっては、見ず知らずの者よりも地元の信頼できる方に後見人に就任してもらうほうが安心できることは言うまでもない。したがって、本町において後見人として被後見人の財産管理、身上監護を担っていただく方々の確保、その方に対する研修等による養成、情報の提供、相談の実施及び助言を行うシステムの構築は早急に行う必要がある
と考えるが、この点につき町としてどのように考えるか。

以上です。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 伊藤議員の2項目めの質問にお答えします。

成年後見人制度の利用及びその促進についてであります。認知症、知的障がい、その他精神上の障がいがあることにより財産の管理、または日常生活等に支障がある方を社会全体で支え合うことが高齢社会における喫緊の課題であり、老人福祉法、知的障害者福祉法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき、町長が行う民法に規定する審判の請求に関して定めている浦幌町成年後見人制度利用支援事業実施要綱により、判断能力が十分でないと認められる認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等の方々の生活の自立援助と福祉の増進を図ることを目的として本制度の利用促進に努めている
ところであります。

1点目の町長による後見人選任申立てに関わる要件の見直しについてであります。法定後見制度の開始の審判は、本人、配偶者、または4親等以内の親族が申立てをすることが可能なことから、本町においては4親等以内の親族で申立てをする意思が明らかな場合は、町長は審判請求の申立てを行わないこととしておりますが、これまで本制度を利用すべきと判断したケースでは、4親等以内の親族に申立ての意思を確認し、結果この親族が

申立てを行っていただいていることから、町長が行う審判請求の申立てを行ったケースはないものの、親族に対して申立てに関わる書類の作成、申立てに必要な事務について後見等開始の審判を受けるまでの支援を行っているところであります。しかし、4親等以内の親族の有無の確認については、ご質問にありますとおり、申立ての意思確認等作業が極めて複雑で数か月を要するなど、本制度があまり活用されていない要因の一つであるとされており、全国的に市町村長が行う審判請求の申立て件数が少ない状況にあります。このことを踏まえて厚生労働省は、市町村長が行う審判請求の申立てに関わる親族の有無及び申立てをする意思の確認は、2親等以内であってもよいこととする改正を行ったことから、本町におきましても実施要綱を見直す方向で検討し、本制度の利用促進を図ってまいります。

2点目の町長による申立てを含む申立て費用及び後見人の報酬に関わる費用助成についてであります。現在は町長が行う審判請求の申立てに必要な費用について町が負担することを基本とし、町長の申立てにより後見等開始の審判を受けた対象者が生活保護受給者などの実施要綱の規定に基づく対象者であった場合は、後見人等に対する報酬の全部、または一部を助成しているところであります。現在国が策定した成年後見制度利用促進基本計画では、経済的な理由で本制度の利用が困難である方に対しては、市町村長が行う審判請求の申立ての対象者に限らず、後見人等に対する報酬等の費用の助成をすることによりまして本制度の利用促進を図ることを検討していることから、本町におきましても町長が行う審判請求の申立てに限らず、本人、または親族等が行う審判請求の申立てについても生活保護受給者など経済的な理由で後見人等に対する報酬の支払いが困難な方に対して助成の対象となるよう拡充を進めてまいります。

3点目の地域における成年後見人となる人材の確保についてであります。ご質問のとおり、成年後見制度の利用促進に当たっては、国が策定した成年後見制度利用促進基本計画において地域住民の中から後見人候補者としての市民後見人を育成し、その支援を図りながら活用に向けて取り組むこととしておりますが、市民後見人の養成については1単位60分とし、37科目50単位を基本とした研修カリキュラムを作成し、実施に当たっては弁護士などの専門的資格を有する複数の講師を確保しなければならないことなどの課題が多く、町村単独での開催が難しい状況であることから、今後において広域での開催に向けた連携を図りながら、後見人の人材確保及び育成に努めてまいります。

また、情報の提供、相談の実施及び助言等を行うシステムの構築につきましては、成年後見制度の利用の促進に関する施策を本町の地域福祉における総合的な計画である浦幌町地域福祉計画に位置づけ、成年後見等実施機関等の設立支援など、必要な体制の構築を進めてまいります。

以上、伊藤議員の2項目めへの答弁といたします。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 この2項目めの答弁に関しては、おおむね前向きな答弁をいただきまして、

満足はしております。何点か確認させていただきます。

まず、昨年度において町長申立てを行った件数はどれぐらいあるのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 昨年度の本町におきます本要綱に基づく町長の申立てに関しましてはゼロ件です。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 そうすると、今までの町長申立てというのは、なかなか申立てが難しかった、やりづらかったという考え方でよろしかったのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 先ほど答弁いたしました実績がゼロということに対しまして、今回答弁させていただいた内容が難しいとか、それから使いづらいつかということが原因ではなく、あくまでも民法で言っている4親等のご家族がその成年後見制度を利用するために必要である、これはやはりご家族が申出するというのが基本でございますので、このご家族の審判の請求申立てをする確認、これは1点目の答弁にあるとおりの緩和といいますが、縮小した中でやっていきたいとは考えているのですけれども、そういったスタンスは変えずに、ご家族といろいろと相談をしながら、そして1点目のほう4親等縛りにつきましては緩和する方向で考えていきたいということでございます。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 そうすると、今の要綱を見ると4親等以内の親族がいれば町長の申立ては行わないという規定になっているのですが、それが今回2親等以内に緩くすることなのでしょいか。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 1点目の4親等、これにつきましては要綱によりますと基本的には実務の運営上4親等以内の親族の存在の確認は基本的には原則でございますので、この親族がいらっしゃる場合には申出をする意思があるかどうかの確認をするということでございます。その意思を確認した結果、なければ町長が申し立てるということでございます。

また、17年からこの制度自体の利用促進といった考え方から、ご質問にあったとおり、早く後見制度が必要な本人に対しましては、成年後見人をつけるというのは有効な施策でございますので、基本的に2親等という形で今明言はちょっとできないのですけれども、先ほど答弁したとおり、4親等以内の方々と相談しながら、しかしながら17年の国の厚労省から通知がありましたので、2親等としても違法ではないと。あくまでも2親等の中の

ご家族と相談した結果、その中で申出をしない、そういったときには町長が積極的に申立てを行うという形に要綱の改正をしたいということでございますので、ちょっとここで明言で2親等とは申し上げられないのですが、基本的に2親等が申立てをしないという考え方であるのであれば、これはいないものとして判断してもいいだろうという考え方をしていきます。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 そうすると、この要綱にある審判請求する者の存在が明らかであるときは申立ては行わないという表現はちょっとまずいと思います。なので、この部分はきちんと変更していただきたいと思いますが、いかがですか。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 現在の要綱では、伊藤議員がおっしゃる内容になってございます。この部分につきましては、改正する方向で検討させていただき、目的は先ほど申し上げたとおりでございますので、その方向で進んでまいります。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 次に、費用助成に関してであります。拡充を進めてまいりますという答弁をいただきました。これは、いつ頃をめどに拡充する予定なのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 いつ頃拡充するかというご質問ですけれども、先ほどの1点目と同じ要綱の改正を行う予定をしております。現在要綱等の改正に係る新旧対照表まで進んでおりますので、早急に決裁等を進めまして告示をし、これに対して必要な方のご迷惑にならないように早めに施行したいというふうに考えています。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 それでは次に、市民後見人の話に移ります。今、後見人の人材というのは、本町において足りているのか、足りていないのか、どのようにお考えでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 現在までご相談いただきました成年後見人制度を活用するべきというような形につきましての方々は、おかげさまをもちまして基本的に相談等あった中で最終的に後見人の選定を家庭裁判所から審判をいただき、現在対応していただいている状況でございます。現在に人数、これが全てこの制度を活用するべきかどうかという判断につきましてはできないものですから、その先何人がこの制度を利用するかは正直分らない

わけでございます、現在ついでにいただいている方々につきましては、町内の方々、それから町外の方についていただいている方もおりますし、親族が後見人となっている場合もございますので、現在のところ足りているのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 親族以外に本町において後見人になられている方というのは、それは職業後見人、弁護士とか司法書士ではなく、一般の第三者の方がついているということなのか。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 現在法定後見人になり得る弁護士、司法書士、それから社会福祉士等について、この方々に担っていただきまして、当初この質問の冒頭に伊藤議員からありました市民後見人、これにつきましては現在後見人として活躍しているという実績はございません。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 先ほどの答弁において今後において広域での開催に向けた連携を図りながら、後見人の人材確保、育成に努めてまいりますという答弁をいただきました。この点に関してもいつ頃をめどに市民後見人の人材確保というのは考えているのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 現在考えているところにつきましては、先ほど町長から答弁をさせていただきましたが、本町におきます地域福祉計画、これに国が申しています市町村の具体的な施策等の計画、これを位置づけて、これから検討してまいります予定でございます。市民後見人につきましては、この基本計画、町村と並行としまして、市民後見人といいますか、成年後見制度の重要性といいますか、この利用に係る部分の利用促進に当たっては並行しながら市民後見人の育成につきましては進めていくのですけれども、現在普及啓発に町民の方々がこの制度を知っていただくといったところの段階でございます、今現在来年度からという形で市民後見人の養成についてはできると申し上げることはできませんけれども、先ほど言った計画に基づいた中で、それぞれ委員さんも含めた中でこの市民後見人の重要性を訴えながら進めてまいりたいと思いますので、期間については答弁は差し控えさせていただきたいと思います。お願いします。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 普及啓発と答弁いただきましたが、今回ちょっと調べてみると平成25年12月の本議会の一般質問について同じような質問がされています。そのときも検討してまいりたいという答弁があつて、それからもう6年以上経過しているわけです。なので、早急に

この市民後見人に関しては制度づくり、システムの構築を図っていただけたらなと思うのですが、いかがですか。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 これも答弁にありましたとおり、市民後見人の養成にはかなりの時間と日数がかかります。また、専門職の方々の講師ということで、町単独では厳しいものですから、成年後見制度の利用促進、これに関する国の基本方針の中身にも家庭裁判所の位置づけ、それから市民後見人等の養成に係る協力は都道府県という形で明文化されていますので、こういったところ早速動きまして、市町村の単独でやる必要があるのか、それとも仮に近隣の町村と合同でやるのか、そういったところにつきましては早速動いていきたいというふうに考えています。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 後見制度については、今回お聞きした以外にも地域連携ネットワークの構築だとか中核機関を整備する等多くの課題があると考えます。ぜひこの後見制度の充実を図って、町民が生涯にわたって本町で安心して暮らせるような環境を整えていただきたいと要望して、今回の一般質問を終わりたいと思います。答弁不要です。ありがとうございました。

○田村議長 これで伊藤光一議員の一般質問を終わります。

次に、1番、沼尾昌也議員の質問を許します。

○沼尾議員 通告に従い、一般質問いたします。

新型コロナウイルス影響下での学習時間減少対策。昨年度末より流行している新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、全国の多くの小学校、中学校、高等学校などが一斉に休校し、多くの学びの時間が失われ、保護者や学校生徒たちは学習面において不安を抱えている。これまでも日本の教育をめぐるのは、学習意欲や学力の低下、家庭の経済的格差が与える影響等課題が挙がっていたが、昨今の状況でさらに重要な課題となったと認識をしている。そこで、子どもたちの学びに関する課題解決に向けた対策を行うべきと考えるが、以下の点について考えを伺う。

1、新型コロナウイルス休校による未習熟カリキュラムと学力の影響をどのように考えるか。

2、休校による学力低下を防ぐための対策として、今後どのような対策を考えているか。また、学力低下を補うため、塾や通信教育、民間のオンライン授業等を利用する世帯に補助をするなど、何らかの対策を行う考えはないか。

3、コロナウイルスの影響に関係なく子どもの学力向上に向けて町の方針は。

○田村議長 答弁願います。

教育長。

○水野教育長 沼尾議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス影響下での学習時間減少対策についてですが、新型コロナウイルス感染症は、2月に入ってから北海道で感染が拡大したことから、北海道や国の要請を受け、町内の小中学校を2月27日から3月24日まで臨時休業といたしました。春休み明け新学期の学校再開は、新型コロナウイルスの感染防止策を講じた上で4月8日から開始、前年度に履修できなかった学習を行い、新年度の授業を実施するよう取り組んできたところではありますが、国は4月16日に新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象を全国に拡大し、さらに期間を延長したことにより、4月20日から5月31日までの期間を臨時休業としたところですが、5月25日に北海道の緊急事態宣言が解除されたことにより、6月1日から小中学校を再開したところですが、各学校では臨時休業期間中、家庭学習プリントの配付や子どもたちと学校をつなぐ動画の制作、リモート学習の実施など工夫を凝らし、児童生徒の学習や健康及び生活状況の把握など、学校再開に向けた学習支援を行ってまいりました。

1点目の休校による未習熟カリキュラムと学力の影響につきましては、令和元年度における未履修の学習指導は既に終了しており、現在夏季及び冬季休業期間の登校日の設定や学校行事等の見直しについて各学校長と協議を行い、今年度各学年で身につける学習内容を確実に実施できるよう年間指導計画等の調整をしているところです。

2点目の休校による学力低下を防ぐための対策につきましては、学校再開後の各学校では学習の遅れを解消させるため教職員が一丸となり、令和2年度内に学習指導要領に示された各教科の内容を児童生徒に身につけさせ、最大限子どもたちの確かな学びの保障を目指し、学力の低下とならないよう取り組んでいるところですので、民間等の学習支援を利用する世帯に対して補助などを実施する考えはありません。

3点目の子どもの学力向上に向けての町の方針につきましては、既にお示ししております令和2年度浦幌町教育行政執行方針や第2期浦幌町教育振興基本計画に基づき、次代を担う子どもたちが社会の変化に主体的に向き合いながら自らの可能性を發揮し、相互に連携、協働して未来を開いていく力を身につけることができるよう自立と協働を柱とする教育理念を掲げて教育施策を進めてまいります。

以上、沼尾議員の答弁といたします。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 ありがとうございます。

ご答弁をいただきました。1点目のご答弁のところから質問をさせていただきたいのですが、各学校長と協議を行い、今年度各学年で身につける学習内容を確実に実施できるようというふうにご答弁をいただきましたけれども、学校教育法の施行規則に標準授業時数というものがあると思いますけれども、こちらの標準授業時数については定められている標準授業時数はしっかりと行える見込みなのかどうか、分かっている範囲でお聞きしたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 ただいまのご質問でございますが、年間行わなければならない標準授業時数につきましては、先ほど教育長の答弁でもありましたが、年間指導計画等の調整を行いながら、この標準授業時数を確保すべく、今そういう調整を行っているということで、この時数は確保するというご理解いただきたいと思います。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 標準授業時数については確保していきたいというご答弁を今いただきましたけれども、厚生労働省のほうから学びの保障の方向性等について通知が来ているかと思えますけれども、当然今年度でいきますと4月20日から5月31日まで臨時休業ということで行っておりますので、私としては1か月ちょっと休業されていたということで、やはり学習の中で重点的に行わなければいけないところ、あとは足りない、当然日数が減ってしまったので、重点的に行えない、これまで行っていた授業より少し手薄といいますか、時間をかけられないところというのが出てくるのではないかというふうに危惧しているのですが、その辺はいかがでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 まず、先ほど説明を申し上げましたが、標準授業時数については確保していくと。その中でその確保するに当たりまして、既に4月の20日から5月いっぱいまで臨時休業をしておりますので、その部分の授業時数を確保するということとなりますと夏季、冬季の長期の休業期間、その部分での短縮、また学校行事の見直し、そういうのを検討しながら時間の確保をしていくというような内容になりますので、よろしく願いいたします。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 今学校の行事等ももう一度見直してと。そして、夏季、冬季の休業ももう一度見直して標準授業時数を確保していきたいというふうにご答弁をいただきましたけれども、厚生労働省の通知の中では、こちらは例えばという表現で通知されておりますけれども、1こまを40分に、中学校であれば45分に短くした上での1日当たりの授業ということも、通知の中ではそのようなことも考えられるのではないかというようなことも書かれておりますけれども、こういうことも視野に入れて今検討を進めているということでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

教育長。

○水野教育長 1単位時間を40分という見方でありましてけれども、例えばそれは45分の1単位としてはカウントされないのです。ですから、子どもたちの心身の発達等を考えますと、1時間を40分と固定して考えて7時間持つということが子どもたちの健康上、私はい

いことではないというふうに判断しております。実際のところ子どもたちの学習時間については、小学校5年から中学校3年生までで1,015時間ありますけれども、それに行事等を足して1,090時間ぐらいが子どもたちの授業時数になるのですけれども、余時数、つまり計画はしているのだけれども、しなければならぬ余時数も90時間ぐらい、多い学年で95ぐらい、少ない学年で85ぐらいあります。その余時数も含め、それから学校行事で残っている例えば運動会とか体育祭、それから学習発表会、文化祭等々、昨年度とは同じようにできない行事もあります。そういったものを含めて考えていくと、行事の精選と今の余時数、それから長期休業中の登校日等を設定することによって十分学びの保障はできるというふうに判断しております。ただ、今後北海道の場合は、さらに2月、3月には天候によって休業等も予想されます。また、インフルエンザの流行によって臨時休業も予想されます。少なくとも5日分ぐらい、30時間の余時数を確保しながら、確かな学力を定着させるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 今のご答弁の中では、標準授業時数については確保できるというふうに、そういう方向だということは理解いたしました。

標準授業時数はひとまず置いておいて、例年毎年行われている授業時数、これは行事を除いての、先ほどご答弁いただいた中では1,015時間ぐらいだということでご答弁いただきましたけれども、この1,015時間ぐらい、およそ大体これぐらいは、いわゆる授業の時数については毎年例年と変わりなく行えるということで認識はよろしいでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 ただいま沼尾議員のおっしゃったとおり、1,015時間ぐらいの授業時数については確保できるというような形で現在調整しているということでご理解いただきたいと思います。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 先ほど3点目の答弁の中に学力向上に向けてということで第2期浦幌町教育振興基本計画に基づきということで書かれておりますけれども、第2期浦幌町教育振興基本計画の中に夏期及び冬期の公設民営塾開設に向けてということで書かれておりますけれども、こちらの公設民営塾というのはいつから開設の見込みなのかお聞きしたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 ただいまのご質問でございますが、第2期教育振興計画の中に公設民営塾の開設というようなことが表記されておりますが、実際具体的には開設の時期というものについては、はっきりというような定めの内容のものは今現在ございません。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 私この質問をした意味というか、経緯といたしましては、2月の後半から、2月末、3月頭ぐらいから先日、5月の末、6月から授業が始まったわけですがけれども、その間家庭での基本的には学びということで行われてきたというふうに認識をしております。そうすると、家庭での方向性とか教育への方向性の違いということから、そのご家庭によって格差がどうしても生じてきてしまうというふうに私は考えています。

それで、その家庭での格差というところで、格差と言うとちょっと言葉がきついのかも知れないですがけれども、2009年の文部科学省白書の中に家庭で授業外の出費、支出、いわゆる塾、習い事等にかかるお金とその子どもの学力というものを調べたデータがございますけれども、学校外教育支出、塾や習い事等に支出している額が多いほど学力が上がっているというデータがございます。私は、今回コロナウイルスに関連して質問をさせていただいておりますけれども、コロナウイルスがなくともこの家庭の状況によって子どもたちの学力による格差が生まれてきてはいけないと思ひまして、今回質問をさせていただいておりますけれども、先ほどの答弁では民間等の学習支援を利用する世帯に対して補助などを実施する考えはないというふうにご答弁をいただきましたけれども、まずこの格差について、家庭が支出できる教育、授業外での支出できる額について多いほうが学力が上がってしまうというデータがあることについて、これはご理解いただいておりますでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 文科省白書で家庭等がそういうような学習塾にお金を支出している、そういう家庭については学力が上がっているというような、そういうような内容でしたが、実際に私もそういうものについてはいろいろと見ております。しかしながら、実際にそれが本当にどうなのかというようなところについては、私も認識はしておりません。

以上です。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 認識をしていないという答弁でしたけれども、義務教育としていわゆる学校での教育は皆さん統一して行うというのは、政治的な中立性もあるので、私が言うことではないなというふうに思っておりますけれども、やはり学校から帰って、そして家庭に戻ったときにどういう教育を受けていくか。このコロナウイルスが今拡大している中で、家庭の教育に向けた姿勢の中で子どもたちが受ける格差というのが家庭によって変わってきてしまうということで、私はやはり教育外支出というところで補助をするべきだというふうに考えております。民間等の学習支援を利用する世帯に対して補助などを実施する考えはないというふうにご答弁をいただきましたけれども、この補助などを実施する考えがないという理由についてお伺いをしたいのですけれども。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 現在義務教育を受けている全ての小中学生というのは、学校という施設

で学べる環境にあると。また、日本の小中学校は、教育基本法、また学校教育法、その他の法令等によりまして学習指導要領に従いまして、そして教育課程を編成して児童生徒に国が定める教育の目標に基づく学習を指導しているというようなことでございます。このことから、義務教育にある者については国の学習指導要領に基づき全てにおいて教育の機会は均等に受けられているということでございますので、教育委員会としては今民間に通われている塾ですとか通信教育ですとか、そういうような家庭に対しての支援は考えていないということでご理解いただきたいと思っております。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 先ほどの厚生労働省の5月15日に通知されている学びの保障の方向性等についてという通知の中では、地域や家庭の協力も得て児童生徒の学習の効果を最大化できるようカリキュラムマネジメントを行うこととし、各自治体や国がその取組を最大限支援するということが書かれておりますけれども、こちらの各自治体はその取組を最大限支援するということが書かれている文面について、浦幌町の教育委員会としてはどのような支援が考えられるというふうに思っておりますでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

教育長。

○水野教育長 町で進めております今6年目を迎えました小中一貫コミュニティ・スクールによって地域と学校、保護者が一丸となって子どもたちの学力向上に取り組んでおり、そしてそれが同じ方向性に向けて学んでいるところであります。そういったことから確かな学力の維持向上に努めていることが1つ。

各学校におきましても全国学力テスト、それからCRTテスト結果を踏まえ、各学校でどのような学力向上対策が必要なのかプランを立て実施し、評価し、そしてさらに改善策を練る、PDCAサイクルを使いながら、学力の向上に向けた道筋を明確にして取り組んでいるところであります。

また、もう一つは、生活リズムの改善が学力向上に結びつくということから、浦幌町においては早寝・早起き・朝ごはん（ノーテレビデー）運動、それからスマホ、ゲームの使い方の約束ルールづくり、それから朝読書、家読等々、浦幌町教育の日実践交流会を踏まえながら、交流しながら学力向上に取り組んでいるところであります。また、先ほどもちよっと申し上げましたが、GIGAスクール構想によって情報共有、情報活用能力を向上させ、子どもたちの学ぶ意欲を育てていきたいというふうに考えております。

以上です。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 学校再開後の各学校で学習の遅れを解消させるために教職員の方が一丸となってお力されているというのは非常に感謝をしているところなのですが、厚生労働省の通知の中にもありますけれども、学習がうまく再開して取り組んでいない生徒に関しては、個別でもしっかりと対応していただきたいというような通知の中にもありますけれども、

私としては教職員の負担がすごく大きくなるのではないかと。夏季、冬季の休業中も当然休業の日数を減らしてやるということになれば教職員の負担がすごくこれは当然上がってくるのであろうなど。当然学習がちょっと追いついていない子に関しては、個別に対応してくださいということになれば、教職員も休むというか、休日がなくなるのかなというふうなところも危惧をしているところでありまして、やはりそういうことでは民間の塾及び習い事もしっかりと私は活用していくべきかなというふうに思いますけれども、教職員の労働の面に関してはこれは問題ないということでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 まず、授業の遅れ、学習の遅れ、これについては学校の中での授業の遅れですので、これは学校の中で取り戻していくというのが基本だと思います。

また、先生方の負担ということでございますが、例えば夏季休業、それから冬季休業、この休業日の短縮というものについては、学校の先生方につきましては、夏季休業、冬季休業とも子どもたちは休みでございますが、学校の先生方につきましては勤務日となっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 今ご答弁の中では問題ないということだというふうに認識をしております。

先ほどから申し上げておりますけれども、私は民間等をしっかりとうまく利用すると。民間等をうまく利用したくてもできない家庭というのは当然あるのだらうなというふうに私は考えております。学力向上を当然していかなければいけないという中において、子どもたちが格差がなく学力向上していくためにはそういうところにも補助というのはこれから考えていかなければいけないというふうに思っておりますので、その授業外のところ、塾、習い事における行政機関としての補助、教職員だけに頼るのではなくて、学力向上に向けてはそういうところもしっかりと考えていかなければいけないと思っておりますので、その点強く求めて、私の質問は終わりとしてほしいと思っております。最後学力向上に向けて何か答弁あればよろしくお願ひします。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 学力の向上、沼尾議員のご質問に説明させていただきたいと思っております。

まず、学力の向上、教育委員会は今年度につきましては、先ほども高橋議員の質問で説明しましたとおり、まずICT環境を整えるということで、今年度中に児童生徒に1人1台のパソコンを整備すると。その中でICT機器を使った教育を行っていく、そして学力の向上を求めていく、そしてまた小中一貫した教育活動が学校全体で進められるように検証改善サイクルを改善して、充実して、そして進められるように児童生徒に、これは文科省が子どもたちに求めているものですが、主体的、対話的で深い学びを目指して授業を改善していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

○田村議長 これでは沼尾昌也議員の一般質問を終わります。
以上で一般質問を終結いたします。

◎休会の議決

○田村議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。
お諮りをいたします。明日から6月10日までの2日間、議事の都合により休会とし、6月11日午前10時から本会議を開くことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。
よって、明日から6月10日までの2日間、議事の都合により休会とし、6月11日午前10時から本会議を開くことに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○田村議長 本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 0時07分